

新しくなった北山保育所

〈厚生常任委員会〉

7月15日

7月15日に八女市立北山保育所を調査しました。今回の調査は、旧園舎が築42年を経過し、耐震不良や老朽化が顕著となり新たな園舎が建設されたため、施設の安全面や園児の状況等について調査したものです。

【新園舎の概要】

新園舎は、隣接地2256㎡を取得し、鉄筋コンクリート造2階建、延べ床面積925㎡の規模で、令和元年5月に着工、本年6月に竣工しました。



階段下を活用した図書コーナー

総事業費は約5億3200万円で、財源には過疎対策事業債や施設整備

事業債などを充てています。令和2年度には、旧園舎を取り壊して約70台が駐車可能な駐車場を整備する計画です。

園児は、北山・白木地区を中心、三河・八幡・岡山地区から66名(定数70名)が7月13日から生まれ変わった園舎に通っています。

大変立派な園舎が建設されており、利用する園児たちの笑顔に八女市の明るい未来を感じました。利用を始めたばかりであり、今後様々な問題や不備な点が生じてくることも予想されます。

【調査概要】

まず担当課から事業の経過と施設概要の説明を受けました。

委員からは、水害直後でもあり、周辺地域の冠水によって園への通行が不能となった時の対応や



担当課からヒアリング

八女産材の活用状況、旧園舎の活用策、1階建の考えはなかったのかなどの質疑がありました。

その後、園舎内を確認・点検し、不測の事態が発生するような箇所について指摘し、対応を要望しました。

調査を終えて

調査を終えて

大事な子どもさんを預かっている中で不測の事態がないように、保育士及び市当局の心配りを期待するものです。

(田中 栄一)

令和2年7月豪雨の概況

大雨特別警報が(7月6日午後4時30分〜7日午前11時40分)発令されました。7月5日午後11時から14日午後3時までの雨量が、矢部村宮ノ尾で1248mm、最大時間雨量82mm(7日午前2時50分)を記録し、この豪雨により市内各所に甚大な被害が発生しました。

【立花支所管内】

- ・市道下辺春・白木線 平成30年に被災した隣接地の路肩崩壊
- ・市道下辺春・白木線 地すべり・路肩崩壊

【上陽支所管内】

- ・北川内公園 地すべり災害

【星野支所管内】

- ・市道星野・石割岳・黒木線 路肩崩壊

【矢部支所管内】

- ・市道宮ノ尾・御側線 法面・路肩崩壊

【黒木支所管内】

- ・市道吹春・弓掛線 山腹崩壊・道路閉塞

令和2年7月豪雨による被災現地の調査

〈建設経済常任委員会〉

7月21日

令和2年7月豪雨 被害概況 (8月3日午前9時現在)

種別	被害数	
人的被害	0人	
住家被害	全壊	1棟
	半壊	0棟
	準半壊	12棟
	一部損壊	36棟
	床上浸水	35棟
	床下浸水	21棟
非住家被害	7棟	
道路被害	275箇所	
河川被害	140箇所	
土砂災害	12箇所	

調査を終えて

今年も豪雨により多くの大規模な被害が発生しました。改めて自然の脅威を感じています。被災による日常活動への影響は甚大です。

昨年の災害復旧も一部

未完了の上、コロナ禍の厳しい環境の中、作業を担って奮闘いただいている関係各位に心より感謝と敬意を表する次第であります。

(堤 康幸)



ひび割れ路肩が崩壊した下辺春・白木線

八女市議会基本条例を見直し一部改正 請願者の意見陳述が可能に

〈議会運営委員会〉

八女市議会基本条例は、議会における最高規範として平成22年2月に施行されました。10年が経過した中で、昨年12月に議会基本条例作業部会が設置され、十分な検証を行い、見直し案を策定しました。

これを受けて議会運営委員会において議論を重ね、9月定例会に「八女市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について」の議案を提出した結果、全員賛成で可決し9月16日から施行されています。

概要として、請願における請願者の意見を聴く機会を設けること、委員会の活動原則を整理すること、党派結成、災害対応の項目等、必要な改正を行いました。

※改定版の八女市議会基本条例は、ホームページでご覧いただけます。

請願を 市民の政策提言に

第5条（市民参加及び市民との連携）に、請願に関する条文を追加しました。

「議会は、市民からの請願を政策提言と位置づけ、その審議において、請願者の意見を聴く機会を設けるものとする。」

請願は市民からの政策提言という考えにより、市民の声を市政に反映できる一つのあり方を示しました。また、審議において、紹介議員にしか説明の場がなかったところを、請願者自ら趣旨説明ができるようになりました。

なお、陳情については、従来通りの扱いとなりますので、ご注意ください。

権限を生かした 委員会活動に

第11条（委員会の活動原則）を全面的に改正し

ました。中でも、第2項には委員会として重要な条文を明記しました。

議会としての 災害対応は

「委員会は、審査等に当たって、委員相互の議論を行い、委員会としての合意形成を努めるとともに、必要に応じて、市長等に対して要望及び政策提言を行うものとする。」

委員会は、議案提出をはじめ一定の権限を有していますが、それを生かして、市民の福利のため

第21条（災害対応）を追加しました。第2項に、災害時に議会が市民の安全を守るために、行動することを明確にしました。

「議会は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、八女市災害対策本部とともに、防災活動を実施する。」

平成24年の九州北部豪雨を機に、議会は災害対応要領を策定しました。今回、議会基本条例に必要な条文を明記しました。他に、災害時においても議会の機能が維持できること、議員が災害時に対応できるための知識の習得等を明示しました。

（高橋 信広）



請願は、市民の皆さまの要望・意見を市政に反映させる一つの方法として、議会に設けられている制度です。誰でも行うことができますが、提出の際、議員の紹介が必要となります。

市政についての要望があるときは 市議会に対して請願書や陳情書を提出できます

請願

市議会議員の紹介が必要です。各常任委員会で内容を審議し、本会議で採択・不採択の結論を出します。

審議では紹介議員が説明を行っていましたが、請願者自ら説明できるようになりました。

採択した請願は、請願者に通知するとともに、市長などに送付します。

陳情

市議会議員の紹介は不要です。各常任委員会に送付しますが、採択・不採択の結論は出しません。